

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める請願

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

〔請願趣旨〕

女性差別撤廃条約選択議定書は、条約締約国の個人または集団が条約に定められた権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接通報する権限を認め、国連が通報に基づく調査・審査を行い、通報のあった当事者・政府に「意見」「勧告」を送付するという内容です。同条約の実効性を高めるために1999年の国連総会で採択され、2015年1月現在、締約国188カ国中105カ国が批准しています。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」しています。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内ですすめることが、締約国である日本政府の役割であることは明らかです。2009年に日本の条約実施状況の審議を行った女性差別撤廃委員会のみならず、2012年に日本の普遍的定期審査を行った国連人権理事会も、同条約選択議定書の批准を勧告しています。

日本政府は長い間「女性差別撤廃条約選択議定書の批准は検討中」としてきました。「男女平等の実現に向けた一層の努力」をうたった男女共同参画社会基本法の理念にしたがい、政府がすみやかに選択議定書を批准することを要望します。

〔請願事項〕女性差別撤廃条約選択議定書をすみやかに批准すること

住 所

団体名

**代表者署名
(直筆で)**